

緊急 STOP!! 労働災害

淡路労働基準監督署

淡路労働基準監督署管内における本年10月末現在の労働災害発生状況については、死亡災害が昨年の0件に対して本年は既に1件発生しており、死傷災害（休業4日以上）については101件と前年同時期の79件と比較して22件（28%）の大幅な増加となっています。また、死傷災害の内容を見ると、製造業及び建設業における「はさまれ・巻き込まれ」災害及び「墜落・転落」災害の増加が目立っています。

これから年末年始を迎えるにあたり、大掃除や機械設備の保守点検・始動など非定常作業も多くなることから、例年、労働災害が多発する傾向にあるため、以下の事項に留意して、これまで以上に労働災害防止の取組の強化を図っていただきますようお願いします。

1 事業場が行う重点実施事項

「あせらず・無理せず・油断せず」ゆとりをもった計画的な業務遂行を心掛けながら、労働災害防止対策の徹底を図るため、次の事項に重点的に取り組む。

- (1) 年末年始に向けた安全意識の高揚を図るための経営トップ等による決意表明
- (2) 朝礼等における安全作業の呼び掛けと作業開始前の安全確認の励行
- (3) 安全パトロールの実施及び法定事項の遵守確認
- (4) 交通安全の徹底（無理のない運行計画、制限速度などの交通法規の遵守徹底等）



2 業種別の重点実施事項

(1) 製造業

- ① 動力機械への安全装置、安全カバーの設置による「はさまれ・巻き込まれ」災害及び「切れ・こすれ」災害の防止
- ② 非定常作業、機械・設備の故障時における機械の停止等、安全作業の徹底
- ③ 通路、階段、作業床等の安全化による墜落・転落災害及び転倒災害の防止



(2) 建設業

- ① 開口部等への手すり等の設置、足場の安全点検の徹底等による墜落・転落災害の防止
- ② 車両系建設機械、移動式クレーン等に係る安全作業の徹底



(3) 陸上貨物運送事業

- ① 過労運転による交通労働災害の防止
- ② 荷役作業における荷台等からの転落・墜落、荷崩れ・荷の落下による災害の防止

(4) 第3次産業（小売業、社会福祉施設、飲食店等）

- ① 4S（職場の整理・整頓・清掃・清潔）活動による転倒・転落災害、腰痛防止
- ② 交通法規遵守による交通労働災害の防止

